地方税統一QRコードの活用に係る検討会

（令和３年度第４回）

令和４年１月７日（金）
書　　面　　開　　催

次　　　第

１　開　会

２　議　題

・　中間取りまとめ

・　構成団体より報告

３　閉　会

〔 資 料 一 覧 〕

資料１　第３回検討会への意見・回答

資料２　中間取りまとめ

資料３　地方税共同機構が開発するAPIに係るRFIについて

資料１

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第３回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
一括伝送データの送信期限等			
1	地方団体	■納付データが地方団体へ到着するタイミングについて 従来の窓口納付では、本町では納付日から２営業日後に納付書及び収納金が届く仕組みになっています。その後、収納担当部署がOCR処理を行い、税等に関するシステムに取り込むまで、納付日から５営業日程度かかっているものの、２営業日後の時点で納付書が確認できるため、督促状等の発送や電話・文書催告を止めることができています。 今回のＱＲコードについては、全国の金融機関で納入できるメリットはあるものの、金融機関窓口納付を行った際には収納確認が遅れるデメリットがあり、既に導入されているコンビニ収納が速報データ機能を備えていることを考慮すると、これに劣る収納方法となっていることが気になります。ＱＲコード収納にコンビニ収納における速報機能に近い機能を検討できないかお聞きしたいです。	【事務局】金融機関窓口での収納は一括伝送方式を用いて行うこととしており、金融機関によっては後方の事務センター等でQRコードの読取りを行う場合があること等から、第３回検討会でお示ししたとおりの送信期限としておりますが、金融機関に対し、納税者利便、地方団体の適正な収滞納管理の観点から、極力速やかに一括伝送データの送信を行うようお願いしています。 なお、地方税共同機構から各地方団体に対しては、納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルにより情報を連携する予定であり、納付情報管理ファイルがいわゆる速報情報に相当するものと認識しています。
2	地方団体	■一括伝送データ作成時の納付日の情報について 収納日のデータは督促料、延滞金の徴収に対し、重要な意味をもってくるわけですが、納付日の情報については、納付者の不利益にならないように納付日のデータが付加されるのでしょうか。ＱＲコード読取作業日が収納日とならないことを確認させてください。 また、ＱＲコードが破損した納付書で納付が行われ、金融機関において納付日＋２営業日後以後に納付書を読み込んだ場合はどのようになるのでしょうか。	【事務局】いずれの場合も、金融機関においては、「収納日」に「利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付けを個別に設定」するものと認識しています（第２回検討会資料３－２（５ページ）、資料３－３（２ページ）参照）。
地方税統一QRコードの読取りテスト			
3	金融機関	読取りテスト済のＱＲコード付納付書を地方税共同機構のサイトに掲載できないか。また、どの金融機関とテストを行ったのかも併せて掲載できないか。	【地方税共同機構】 ご質問の趣旨は、読取テスト済みの納付書のイメージデータの掲載と認識いたしましたが、地方税共同機構のホームページへの掲載につきましては、その必要性や活用方法等を考慮の上、今後検討させていただければと存じます。
4	ベンダー	資料１番号13 金融機関におけるＱＲコードの読取テストについて、いつまでに結論を出す予定でしょうか。スケジュールをご教示ください。	【事務局】第３回検討会において議論いただき、一定の結論を得たものと認識しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第３回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
QRコード読取エラー時の処理方法			
5	金融機関	「回答」にて「いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。」となっている項目があるが、全てが回答・整理されておりません。各項目につき、未回答・整理部分については、別途見解をご提示頂きたい（例P5、番号「25」、「①金融機関の営業店での読取りを行う場合において、破損等により読取り不可となった場合には、納税者に納付書を返却のうえ、納付書から地方団体に照会を行っていただく」と記載があるが、この運用でよいのか否か等）。	【事務局】いただいたご意見を踏まえ、第３回において対応策の提示をさせていただきました。御指摘の例示については、収納受付後に関しては、「QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法」にある対応を検討いただきますようお願いいたします。 なお、金融機関窓口において収納を受け付ける否かなど収納受付前の運用については、各金融機関において判断いただくことを想定しております。
6	金融機関	＜上記以外の場合＞も、現行と同様、取次の形で指定金融機関に納付書と資金を送付する方法も認めてほしい（これにより、金融機関は券面情報に基づく一括伝送データ作成・送信のためのシステム改修を回避でき、ＱＲコード読取りやＭＰＮ一括伝送への対応にパワーを集中できる）。	【事務局】 いわゆる「取次ぎ」を行ったとしても、納税者に不利益が生じる事態が発生する懸念がないような場合は、「取次ぎ」により対応することもあり得るかと考えられます。金融機関と地方団体の個別の協議の中で対応の可否をご検討ください。 （指定金融機関への「取次ぎ」の場合、指定金融機関に資金が到達した時点で収納を受け付けたという法的効果が生じるものと認識しています。したがって、納期限ギリギリに納付書が指定金等以外の金融機関へ持ち込まれ「取次ぎ」を行った場合、資金が指定金融機関へ到着し、収納が完了となった時点では、すでに納期限が過ぎており延滞金が発生する可能性も想定されます。） なお、「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなります。
7	金融機関	＜上記以外の場合＞で指定金融機関への取次が認められる場合、第３回検討会で総務省から回答のあった納期限ギリギリで納付した場合の延滞発生の可能性については、地公体が納付書の金融機関出納印で納付日を確認できるため、納税者に特段の不利益は発生しないのではないか。	
8	金融機関	ＱＲコード読み取りエラー時について、「納付書の券面情報を元に一括伝送データを作成・送信する。」という案が提示されています。 納付書の券面情報では不明な項目の取扱いについても全てにおいて定義が必要と考えます。案の提示をお願いします。 （例１：固定値の項目の取扱い（払込手数料の加入者負担/払込負担等）：①金融機関側が固定値をデータ入力数、②桁数に合わせた0を入力、③ブランクとする （例２：固定値でない項目の取扱い（税務事務所コード等）：①桁数に合わせた0を入力、②ブランクとする）	【地方税共同機構】 納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義については、運用開始までに改めてお示しさせていただきます。 なお、例１としてご記載の固定値の項目の取扱いの想定は、原則として、金融機関側が固定値をデータ入力していただくものと想定しています。例２としてご記載の税務事務所コードにつきましては、桁数に合わせて0を入力いただくものと想定しています。

番号	区分	意見	回答
一括伝送方式事前取決事項等			
9	地方団体	項目７ 　検討会でも申し上げましたが、自治体と契約するのは地方税共同機構であるため、不渡り時の連絡は、契約上の責任の所在からも地方税共同機構からでなければいけないと考えています。（金融機関からの一報自体は問題ありません。） 　また、自治体が不渡りの連絡票を求めるのではなく、自動的に自治体あてに提出されるようお願いしたいです。 　不渡り時に返金するような運用をする場合、本市では会計規則上原則請求行為を受けて支払いが行われることになっており、本件の場合は、契約者である地方税共同機構からの請求を受けて、地方税共同機構又は金融機関の口座に返金することになると想定されます。また、収納できなかったということで逆に収納手数料については減額（支払い済みの場合は返金請求）になるものと認識しています。 　上記の運用は事務手続きが複雑になることから、あまり望ましいとは考えられず、項目５でも記載のとおり金融機関が確実性のない証券を拒否できるのであれば、原則確実性のない証券は受け取りを拒否してもらい、金融機関の判断で受け取りした証券が不渡りとなった場合は金融機関と納税者の間で問題解決をして頂くような運用はできないでしょうか。ご検討よろしくお願いします。	【事務局・地方税共同機構】 ご意見も踏まえ、証券による収納に関しては、証券取扱いの可否を含め検討いたします。
10	金融機関	資料４　一括伝送方式事前取決事項一覧（案）　項番8　収納金の入金日 「またゆうちょ銀行については別途規定あり。」と記載がありますが、事前取決事項一覧の項番１のように他の金融機関・当行と書き分けられるイメージでしょうか。 また、どのように規定されるか（「貯金事務センター取りまとめ日の翌営業日までに」等）お示しいただきたい。	【地方税共同機構】 ご質問のとおり、他の金融機関とゆうちょ銀行の取扱いを書き分けることを想定してます。 なお、具体的な規定の仕方については今後検討させていただきます。
11	金融機関	資料４　一括伝送方式事前取決事項一覧（案）　項番12 　QRコード破損等による読取エラー時の処理方法について、券面情報に基づきデータ入力を行うこととなるが、QR導入後は、当該券面情報が必ず納入済通知書に表示されることを、取決事項に明示していただきたい。（券面情報は数値で表示されるのか、数値への読替等が必要になるのかもあわせて示されたい。） 　また、当該対応を行う場合のデータフォーマットについて、券面情報等を例示の上、項目ごとのデータ設定例を示してもらいたい。	【地方税共同機構】 券面情報の納入済通知書への表示について、事前取決め事項へ記載する方向で検討させていただきます。なお、券面情報は数値での表示となるため読替は不要です。 データフォーマット及びデータの設定例については、今後MPN運営機構とも調整のうえ、運用開始までに改めてお示しさせていただきます。
12	金融機関	金融機関においては、本件に関する次年度の予算確保にあたり、ＱＲコードへの対応に係るコスト面のほか、収入面である収納委託手数料の見込みについても予め了しておく必要がある。 　地方税共同機構との事前取決事項は、来年３～４月頃に決定される予定とのことであるが、ＱＲコードを活用した収納に係る委託手数料については、以上の点も踏まえつつ、適切な時期にお示しいただけるようご検討いただきたい。	【地方税共同機構】 収納手数料については現在検討中です。提示時期につきましても現時点で未定ですが、なるべく早いタイミングでお示しできるよう検討を進めてまいりますのでご理解ください。

<table>
<tr><th>番号</th><th>区分</th><th>意見</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>13</td><td>金融機関</td><td>ゆうちょ銀行に係る送信期限の取扱いは別途定めないことにしたのではないか。</td><td>【事務局】第２回活用検討会の意見に対する回答（資料１ No.5・6）でお示しているとおり、ゆうちょ銀行においては全国に、かつ、都市部か否かにかかわらず多数の店舗を有しており、現行の収納事務（マル公）における実態を考慮すると、原則どおりの対応が困難な事案が相当程度発生することから、個別の取扱いを設けざるを得ないものと考えております。</td></tr>
<tr><td colspan="4">NFdesk（仮）の活用</td></tr>
<tr><td>14</td><td>金融機関</td><td>「NFdesk（仮称）及びスマホアプリ向けAPIについては、金融機関窓口における納付の場面においても、有効活用いただくことが可能」と資料（２ページ）に記載されている。
窓口のオンライン方式に対応している金融機関においては、オンライン方式に必要な収納情報をNFdeskで金融機関で照会を行い、窓口でオンライン方式収納ができるものと認識。
同資料には、「地方団体にとっても、多重納付防止や納付情報の即時連携が可能となる点でメリットがある」と記載されていることに加えて、一括伝送方式に対応せずとも、QRコードを付した納付書を窓口（オンライン方式）で収納できることから、少量の取引であれば一括伝送方式の対応は必ずしも必要がないと考えられるところ。
以上の認識で問題ないか。</td><td rowspan="2">【地方税共同機構】
今回ご紹介したWebシステム及びAPIは、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」の取りまとめで示されている「eLTAX操作」及び「スマホ操作」に対応するものとして、地方税共同機構で検討を進めているものであり、システム開発が進展したことから具体の内容を共有させていただいたものです。
一括伝送方式につきましては、「金融機関窓口」におけるQRコードを活用したデータ連携方法として、全ての金融機関が対応できる方法として採用が妥当であると金融機関の皆様を含め検討されてきたものと認識しております（MPNオンライン方式を活用し、地方税共同機構に対して納付番号等のMPN３情報が送られてきたとしても、地方税共同機構においては、各地方団体の課税情報と紐付けることができないことから、これに依らない方法として、QRコードに格納された情報をそのまま送付することが可能なMPN一括伝送方式を活用する方針で検討を進めてきた経緯と理解しております。）。
一方で、各金融機関において、一括伝送方式の導入に向けた検討について苦心されている状況などを検討会等でお聞きし、「金融機関窓口」でのQRコード対応を補助する手段として、地方税共同機構で開発している仕組みを有効活用いただく余地があるのではないかと考えた次第です。
これらのことを踏まえ、地方税共同機構として「eLTAX操作」及び「スマホ操作」に対応するためのシステムの検討・開発を進めるだけでなく、金融機関窓口での活用方法についても共有させていただきました。
なお、今般の地方税統一QRコードの取り組みにおいて、地方団体が納付書へQRコードを印刷するための基幹税務システム改修に対する投資効果を最大化するためには、全ての金融機関においてQRコード読込によるデータ伝送への対応が必要と考えております。少しでも金融機関における地方税統一QRコードへの対応のご検討にお役立ていただければと考えておりますので、ぜひ有効活用いただければと存じます。</td></tr>
<tr><td>15</td><td>金融機関</td><td>金融機関は、ＭＰＮ一括伝送への対応に向けて、ベンダーを交えてシステム対応の検討を進めており、年内には概算見積りの完了が想定される。また、近日、全銀協による対応状況調査が行われる予定となっている。
このような中、このタイミングで金融機関のシステム内容の判断に影響を与える可能性のあるNFDesk（仮称）の活用を提案した理由は何か。</td></tr>
</table>

番号	区分	意見	回答
16	金融機関	「金融機関窓口において納税者自身に本システムを活用いただくことも可能」とあるが、対応できる銀行、利用できる納税者が限定されることや、活用する場合には付属機器（プリンター等）も必要になる等の条件をきちんと示すべきではないか。 【例】 ①納税者がペイジー４情報をＡＴＭで手入力する場合（ＭＰＮオンライン） ・対応できる銀行は、ペイジーＡＴＭを設置している銀行に限定される。 ②インターネット接続可能な端末やタブレットを窓口に設置し、納税者への操作支援を行う場合 ・利用できる納税者は、クレジットカード保有者、インターネットバンキング契約者（ＭＰＮオンライン、情報リンクの場合）、ダイレクト納付利用申込者（ＭＰＮダイレクトの場合）に限定される。 ・納付情報の手控えを希望する納税者のために、画面コピーを印刷するプリンター等が別途必要となる。 ③納税者自身のスマホ等で納付操作を行うよう案内する場合 ・利用できる納税者はクレジットカード保有者に限定される。	【地方税共同機構】 ご指摘ありがとうございます。 例示いただいた内容はご認識のとおりです。 基本的には、納税者ご自身が自宅等から納付することを想定して検討・開発を行っているWebシステムとなりますので、金融機関の皆様にご活用いただく場合には、各行の事情を踏まえた個別の事務運用の整理が必要かと考えます。 地方税共同機構としても重要な情報については、適宜情報発信をさせていただくことを考えておりますが、検討上必要な情報がございましたら、ご意見をいただければと思います。（システム開発と並行しての情報提供となるため、詳細については開発工程の進展とともに確定していくことになりますが、可能な限り情報は公開させていただきます。）
スマホアプリ向けAPIの活用			
17	地方団体	■納付ステータスの即時反映について 　納付可否（ステータス）等を紹介するためのＡＰＩの活用には、各地方団体がこまめに納付情報をアップする必要があると思うのですが、現在、当町のシステムはそのような機能に対応しておらず、令和４年度予算にもそのような改修内容を盛り込んでいないのですが、システム改修費用含め、ベンダー様を通じて各地域のシステム担当業者にどのようなスケジュールで情報が提供される見込みか御教授願いたいです。 　また、小規模自治体では、税の収納と滞納整理を兼任していることから、事務負担が増えること、更に、地方税共同機構様へのデータの納付情報の作成中にシステムの動作が不安定になるなど支障がでないか不安に感じています。	【地方税共同機構】 基幹税務システムの改修費用等につきましては、地方団体向けに公表している「地方税共通納税システム 対象税目拡大における見積参考資料」に改修事項等の想定を記載させていただくとともに、見積参考資料への質疑応答を随時更新する形で情報発信させていただいております。 また、年度内には基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報（納付情報）をアップロードするためのインターフェースに係る仕様書の案をお示しする予定です。 これらの情報をご確認いただくとともに貴団体のシステムベンダーとも情報を共有いただき、運用開始に向けたシステム改修や事務の運用設計等をご検討いただければと存じます。 なお、前記見積参考資料への質疑応答において、多くの地方団体から様々な視点でのご質問を頂戴していますので、ぜひご参考にしていただければと存じます。
18	金融機関	ＡＰＩ①(照会)について、共通納税システム以外のチャネルで収納が行われた場合に 地公体が可能な限り速やかに納付ステータスを最新化することで収納チャネルを跨いだ多重納付の防止を実現可能とあるが、全ての地公体が納税情報を更新しない限り、完全な多重納付の防止は不可能ではないか。 　地公体の対応は可能なのか。	【地方税共同機構】御指摘のとおり、完全に多重納付を防止するためには、全ての地方団体が全ての案件について直ちに納付ステータスを最新化する必要があります。各地方団体において、費用対効果を踏まえて対応の可否を検討されるものと考えています。

番号	区分	意見	回答
帳票審査			
19	地方団体	第３回検討会でQRコードの読み取りテストは、実際にQRを納付書に印刷して少なくとも指定金融機関等との間で行うとのことで理解しました。 ところで、第２回の資料４（運用開始に向けた課題等について）の9ページの今後のスケジュール（想定）に記載の地方団体R4.6～8の「帳票審査」はどのような審査（審査項目・レベル、審査をする機関）を想定されているのでしょうか。詳細が不明なためご教授くださいますようお願いいたします。 ・帳票審査時にはQRコードが印字されていなくても問題ないでしょうか （QRコードの読取リテストとは別件か）。 ・案件特定キー、確認番号等の印字内容・位置の審査でしょうか。 ・用紙の種類も本番運用相当の用紙での審査が必要でしょうか。	【事務局】第２回活用検討会の意見に対する回答（資料１ No.37・38）でお示しているとおり、帳票審査の内容、スケジュール等については、個別の団体・金融機関ごとに必要な内容、期間等が異なると考えられます。スケジュールに記載の時期・期間を参考に、令和５年４月からの運用開始に間に合うように関係機関と調整をお願いいたします。 なお、コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における帳票審査については、別途提示される予定です。
20	金融機関	資料１項番10 「納付書の様式については、各地方団体で判断されるものと考えています」とのことですが、QR導入を機に様式を見直される地方団体はあると思われます。納付書は原則３連様式（左からから①納入済通知書、原符、領収証書）とするなど一定の基準を決めることができないか。	【事務局】別途検討が行われている地方税務システム標準化の動きを踏まえ、MPN標準帳票に準拠した３連式の帳票とすることなどが考えられますが、現時点で統一的な基準を定めることは難しいと考えております。
21	ベンダー	資料１番号12 ＭＰＮ帳票・カク公（ＭＴ様式など）・マル公の帳票作成基準について、公開時期（予定）をご教示ください。	【ゆうちょ銀行】現在、関係先と調整中ですので、もうしばらくお時間をいただきますようお願いします。 【MPN運営機構】MPN標準帳票に準拠した帳票を作成されたい、というご質問として回答します。地方税共同機構、ゆうちょ銀行と相談のうえ、どのような資料をいつ公開をするのかを検討します(遅くとも年度内を想定します）。

番号	区分	意見	回答
22	ベンダー	資料１番号12 ゆうちょ銀行における審査・テストについて、地方団体はテスト帳票の予算を確保する必要があります。審査・テストの要件の公表時期（予定）をご教示ください。	【ゆうちょ銀行】現在、関係先と調整中ですので、もうしばらくお時間をいただきますようお願いします。
23	金融機関	地方団体様のQRコードを付したマル公帳票、カク公帳票の標準的な調達スケジュールをお示しいただきたい。（スケジュールに合わせて帳票承認の基準、承認手順の作成等を行いたいものです。）	【事務局】帳票の調達スケジュールについては、令和５年度の運用開始に間に合うよう地方団体の実情に応じて検討・調整されるものと認識しておりますが、まずは構成団体への調査を行った上で提供させていただきます。
帳票関係			
24	金融機関	ベンダーが問題提起（第２回検討会への意見・回答NO.32）しているとおり、ＱＲコードの破損の原因として、金融機関が出納印を誤ってＱＲコード上に押印するケースが考えられる。 このため、出納印を押した場合のシミュレーションを行い、押印がQRコードへ被ってしまう可能性が高い場合は、別途位置の変更等の検討が必要ではないか。	【事務局】QRコードの誤り訂正能力を踏まえると、重複による読取りへの影響は小さいものと考えますが、各金融機関におかれては、可能な限り押印の際にQRコードに重なることのないようご注意をお願いします。
25	ベンダー	第2回検討会の【資料１】5ページ 番号32 の回答において、「「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」についても検討して参ります」とあります。検討結果の公表時期（予定）をご教示ください。	【地方税共同機構】ご質問の「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」を地方団体の発行する納付書に印字等いただくためには、地方団体における調整等も必要なことからなるべく速やかにお示しさせていただくことが必要と考えております。 公表時期については未定ですが、いただいたご意見も踏まえ速やかに検討を進めさせていただきます。
金融機関窓口における地方税統一QRコードの取扱い			
26	地方団体	地方税統一ＱＲコードが印字されていない納付書の取扱いについて 地方税統一ＱＲコードが印字されていない納付書（令和４年度以前の納付書やＱＲコード対応していない税目の納付書など）が当該納付書に係る地方団体の指定金融機関、収納代理金融機関等でない金融機関の窓口に持ち込まれた場合、当該納付書は、金融機関の窓口において支払いできない（金融機関窓口において支払い不可であることをお客様に伝達する。）という認識で正しいでしょうか。	【事務局】地方税統一QRコードの印字がない納付書については、従前の地方自治法上の指定金融機関等における取扱いと同様となります。
27	ベンダー	郵便振替払込票にＱＲコードを印刷した場合、ゆうちょ銀行以外の金融機関でも受け付けてもらえるのでしょうか。	【事務局】地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において取扱いが可能なものと考えます。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第３回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
納付可能な金融機関の周知			
28	ベンダー	資料１番号44 令和5年4月以降、地方税統一ＱＲコードに対応する金融機関が随時拡大していくと認識しておりますが、納付書に記載する金融機関を都度書き換えることはできません。納付書にどのように記載すべきか、指針を示していただきたいです。	【地方税共同機構】 地方税統一QRコードへの取組にあたり、金融機関と地方税共同機構間の接続テスト等を予定しているため、金融機関の対応状況については、ある程度地方税共同機構において把握することが可能と想定しております。 例えば、金融機関の対応状況について地方税共同機構のホームページ等に掲載するとともに、納付書へ記載する支払可能な金融機関については、指定金融機関を含む主要な金融機関を記載いただき、詳細な一覧は前記ホームページをご案内いただくような方法が考えられるのではないかと想像いたしますが、詳細については今後検討のうえ、改めて情報発信させていただきます。
コンビニ収納関係			
29	ベンダー	番号11 コンビニ事業者の読取テストについて、地方団体はテスト帳票の予算を確保する必要があります。検討結果の公表時期（予定）をご教示ください。	【代理収納サービス協会】 テストに関する統一ルールの策定とあわせて、テストの簡素化をはかるべく検討を進めております。この内容に関しては、今年度(2022年3月まで)中のガイドライン改定のタイミングと同じくご案内できればと考えております。 また、検討会の中で示されている、カク公帳票、MPN標準帳票以外の帳票におけるQR印字位置に関しては、前述のガイドライン改定の中であわせて規定すべきと考えております。
30	金融機関	現行のコンビニ収納では地公体が納付書作成にかかる印刷業者変更、納付書を作成するプリンターの変更等があった場合、納付書バーコードの読取テストを行っているが、ＱＲコードについても、同様の運用を行うことになるのか。	
31	地方団体	コンビニ収納について、コンビニバーコードとQRコードをどの程度離す必要があるか等、何か基準が示されるのか。	
印紙税の取扱い			
32	金融機関	現在、指定金先・収代先ではない地公体の納付書を受け付けた場合、振込と同様に５万円超の領収書に印紙貼付を行っているが、ＱＲコード付納付書の領収書への印紙貼付の要否について明確化していただきたい。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納において、収納を行った金融機関で発行される領収証書については、印紙税法第５条第１項第３号別表第三に規定される文書に該当するため、印紙税は非課税となり、印紙貼付は不要であると考えます。

番号	区分	意見	回答
地方公金への拡大			
33	地方団体	資料１項番56 「・・・まずは、地方税の全税目で活用できるような制度改正を検討して参りたいと考えています。」について、令和5年4月から「4税目以外の税目（普通徴収）についても、希望する地方団体はQRコードを活用することができる」と理解しています。 令和3年12月、令和4年3月に予定されている税制改正、法令改正により、制度上はすべての地方団体がすべての地方税について、QRコードによる公金収納を行うことができるとの理解でよいか。 また、各制度所管省庁が受け持つ料金等について、QRコードによる公金収納への対応がどの程度の進捗状況なのか共有いただきたい。	【事務局】前段についてはご認識のとおりです。 後段については現時点でお示しできることはございません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
34	金融機関	QRコード収納の取扱方法に一定の目途が付いたタイミングで既存の公金収納との違いを洗い出し、原則QRコード収納の取扱いにあわせることをルール化していただきたい。取扱方法が二重化することは事務負担かつ誤取扱いのもととなり、地方団体と金融機関双方にとってデメリットとなる。 金融機関から地方団体にQRコードと同じ取扱い（取扱方法や料金など）が要望できるルール作りをしてほしい。（〇〇年までに統一するなど）	【事務局】御意見については各制度所管省庁とも共有してまいりますが、まずは、地方税の全税目で活用できるよう体制を整備して参りたいと考えています。
スケジュール			
35	金融機関	ＱＲコード運用開始に向けた課題等への対応については、子細な点での追加調整等は必要なものの、第３回検討会の議論をもって概ねの方向性は整理できたものと思料される。 第２回検討会の資料４：９ページ「今後の想定スケジュール」では、本検討会は本年１２月以降も順次開催することとされているが、金融機関としては、２０２３年４月の運用開始が迫るなか、本検討会で示される方向性に基づき事務フローの整備やシステム改修等の検討をさらに加速させていく必要があると認識している。 ＱＲコード運用開始に向けた課題等への対応に係る検討会としての取りまとめ時期などを含め、今後の検討スケジュールをできる限り前広に明らかにしていただきたい。	【事務局】これまでの議論を踏まえ、中間取りまとめをさせていただいた上で、関係者間で共有が必要な点については、今後も情報提供等に努めて参ります。
その他			
36	金融機関	指定金融機関である金融機関が、金融機関の事情により、2023/4 に地方税統一ＱＲコードの読取対応が間に合わない場合、本件の対応はどのように整理されるのでしょうか。	【事務局】本件については、すべての金融機関とすべての地方団体が足並みを揃えて対応することが重要だと考えております。令和５年４月の運用開始に向け、準備を進めていただきますようお願いいたします。

資 料 2

地方税統一QRコードの活用に係る検討会
中間取りまとめ

令和4年1月

中間取りまとめについて

○　地方税統一QRコードの活用に係る検討会（活用検討会）第１回から第３回までの検討の成果として、中間取りまとめを行うもの。

内容

（１）　QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い

（２）「支払期限」経過後の取扱い

（３）　一括伝送データの送信期限等

（４）　QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法

（５）　地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について

（６）　金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト

○　今後も、活用検討会においては、令和５年４月からの地方税統一QRコードの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等について、引き続き検討・情報共有を行う。

（参考）地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

○　地方税法に基づき、地方団体は、特定徴収金の収納事務を地方税共同機構に行わせることとされ、地方税共同機構は、金融機関にその事務の一部を委託することができるとされている。

○　令和３年８月現在、インターネットバンキング等での収納を前提に、1,047金融機関が地方税共通納税システムの仕組みに参加。今後、地方税統一QRコードの活用を前提に、一括伝送方式のチャネル追加を行っていただく予定。

○　MPNの契約ルール（D方式）に基づき、地方税共同機構が令和４年春を目途に取扱条件を開示する。各金融機関は、当該取扱条件を確認後、承諾・回答書（追加・変更分）を機構に提出することで一括伝送方式での取り扱いが可能となる。

○　このため、次ページ以降においては、各項目について検討会としての「考え方」を示している。

（１）QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（考え方）

○　地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。

○　両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとする。

・　eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。

・　金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報（※1）を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。

※1　納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。

・　電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後数日間程度（地方団体における消込が行われるまでの間）（※2）は、納入済通知書（※3）本体又はイメージデータの保管が必要（※4）。

※2　MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
※3　納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。
※4　金融機関窓口に備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合にまで、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を求めるものではない。

【参考】地方税のコンビニ収納における納入済通知書等の取扱い（考え方）

○ コンビニ収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各コンビニ事業者（収納代行業者を含む。）との取決め事項となる。現在、コンビニ事業者に対し、納入済通知書（紙）を5年間程度保存することを求めている地方団体が多い。

○ コンビニ収納においても、金融機関窓口収納と同様に、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会及び検査（※）に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられる。

※ 私人委託制度において、地方団体は「受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない」とされている。

- コンビニ収納においては、POSレジで読み取った情報を元に、消込みに必要な情報が電子的に送付されることから、コンビニ事業者から地方団体への納入済通知書の回付は不要（従前どおり）。
- コンビニ事業者は、地方団体からの照会及び検査に確実に対応するため、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
- 電磁的記録により保管する場合であっても、コンビニ事業者は、地方団体からの照会に備え、数月間程度（※）は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要。

※ コンビニのレジにおいては収納事務以外の多様な業務が行われていること等を踏まえ、数月程度の保管は必要と考えられる。

○ なお、コンビニ収納については、私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところであるが、同制度においても、上記の考え方が当てはまると考えられる。

（2）「支払期限」経過後の取扱い（考え方）

○　地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない（納付エラー）とする想定。

○　他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。

・　金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。

・　特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。

○　地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書等を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、P.2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力する。

○　地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。

（3）一括伝送データの送信期限等（考え方）①

＜現行地方税共通納税システムにおける納付情報の連携＞

○　現行の地方税共通納税システム（MPNの情報リンク方式、ダイレクト方式及びオンライン方式を活用）においては、納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され、その翌営業日に地方団体に連携されている。上記方式については、一括伝送方式導入後も、引き続き現行の取扱いを継続する。

＜地方税統一QRコード活用（MPNの一括伝送方式を活用）時の納付情報の連携＞

○　MPNの仕様書において、一括伝送データの送信期限については、次のとおり規定されている。

- 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データは、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごとに送信することを標準スケジュールとする。
- ただし、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日についてあらかじめ収納機関と取り決める。

○　地方団体においては、納付が確認された案件について、督促状の発行停止、納税証明書の発行等を行っており、納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。

○　一方、金融機関においては、事務センター等でQRコードの読取りを行う場合、納付書を事務センター等へ郵送することから、納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。

○　上記を踏まえ、地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限については、次ページのとおりとする。

（3）一括伝送データの送信期限等（考え方）②

○　金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとする。ただし、金融機関におかれては、納税者の利便性向上の観点から、現行のMPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努めることとする。

○　営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、可能な限り速やかに送信する（地方団体への連絡は原則不要）。

※　上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではない。地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、金融機関は、極力速やかに一括伝送データの送信を行うこと。

※　大規模災害発生時など、大量かつ大幅な遅延が発生する場合には、地方税共同機構から地方団体に連絡することとする（災害の態様に応じ、「●●地方における収納分/●●銀行の収納分に遅延が発生しています」等）。

○　なお、地方団体に対しては、従前の取扱いと同様、金融機関が一括伝送データをeLTAXに送信した日の翌営業日に納付情報ファイルにて納付情報が連携される。

<金融機関収納情報の到達期日>

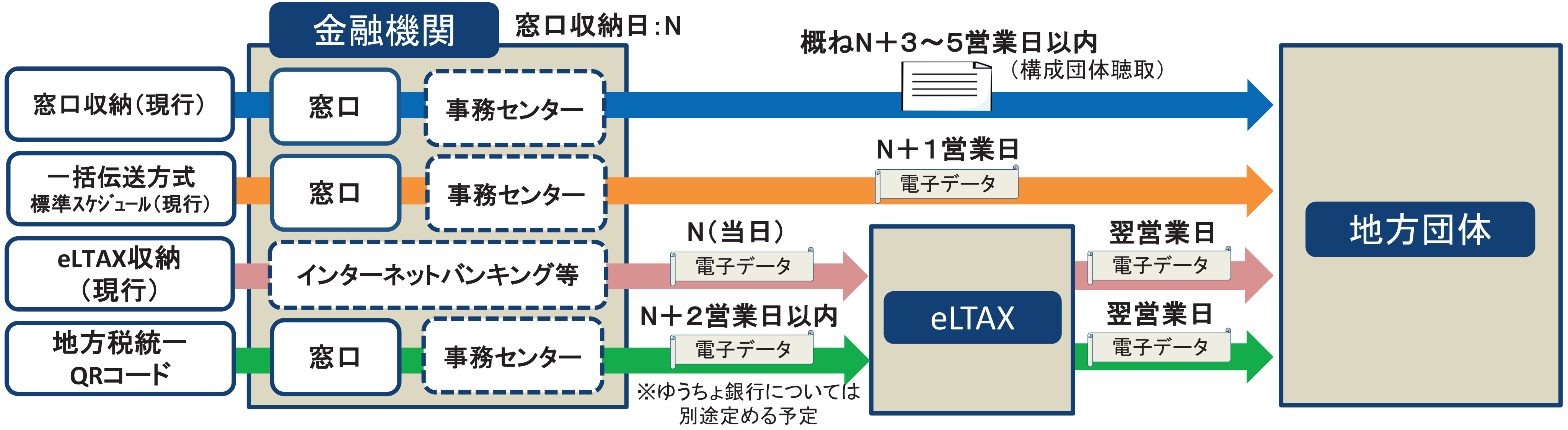

（4）QRコード破損等による読取エラー時の処理方法（考え方）

○　収納受付金融機関において、QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合には、次のとおり取り扱う。

＜当該金融機関が、当該地方税に係る地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関である場合＞

・　地方税共同機構から収納事務の一部を受託している金融機関としてではなく、当該地方団体の指定金融機関等として受け付けたものとして、従来の方法及びルートにより、納付情報の伝達及び収納金の入金を行う。

※指定金融機関等であっても、下記取扱いとすることを妨げるものではない。

＜上記以外の場合＞

・　次のいずれかにより対応する。

①　収納受付金融機関において、納付書の券面情報（団体番号（地方公共団体コード）、税目・料金（納付区分）、案件特定キー、確認番号、払込金額）に基づき一括伝送データを作成・送信する。

②　①により難い場合は、事案が生じた際に都度、収納受付金融機関と地方団体との協議により対応方法を決定する。

（対応例）　収納受付金融機関から地方団体に連絡の上、地方団体から当該金融機関に対し、次のいずれかを行う。

- 83桁情報を電子メールにて送信
- 地方税統一QRコードの画像データを電子メールにて送信

※　指定金融機関、収納代理金融機関等以外の金融機関における収納であることから、地方税共同機構を経由して徴収金及び納付情報を地方団体へ伝送することが必要。

※　納期限まで日数がある場合など、納税者に不利益が生じることのない場合に、当該収納受付金融機関から当該地方団体の指定金融機関へ「取次ぎ」を行うことも考えられる（なお、「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなる。）。

（5）地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について（考え方）

○　金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコードの確実な読取りの観点から、金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととする。

○　納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

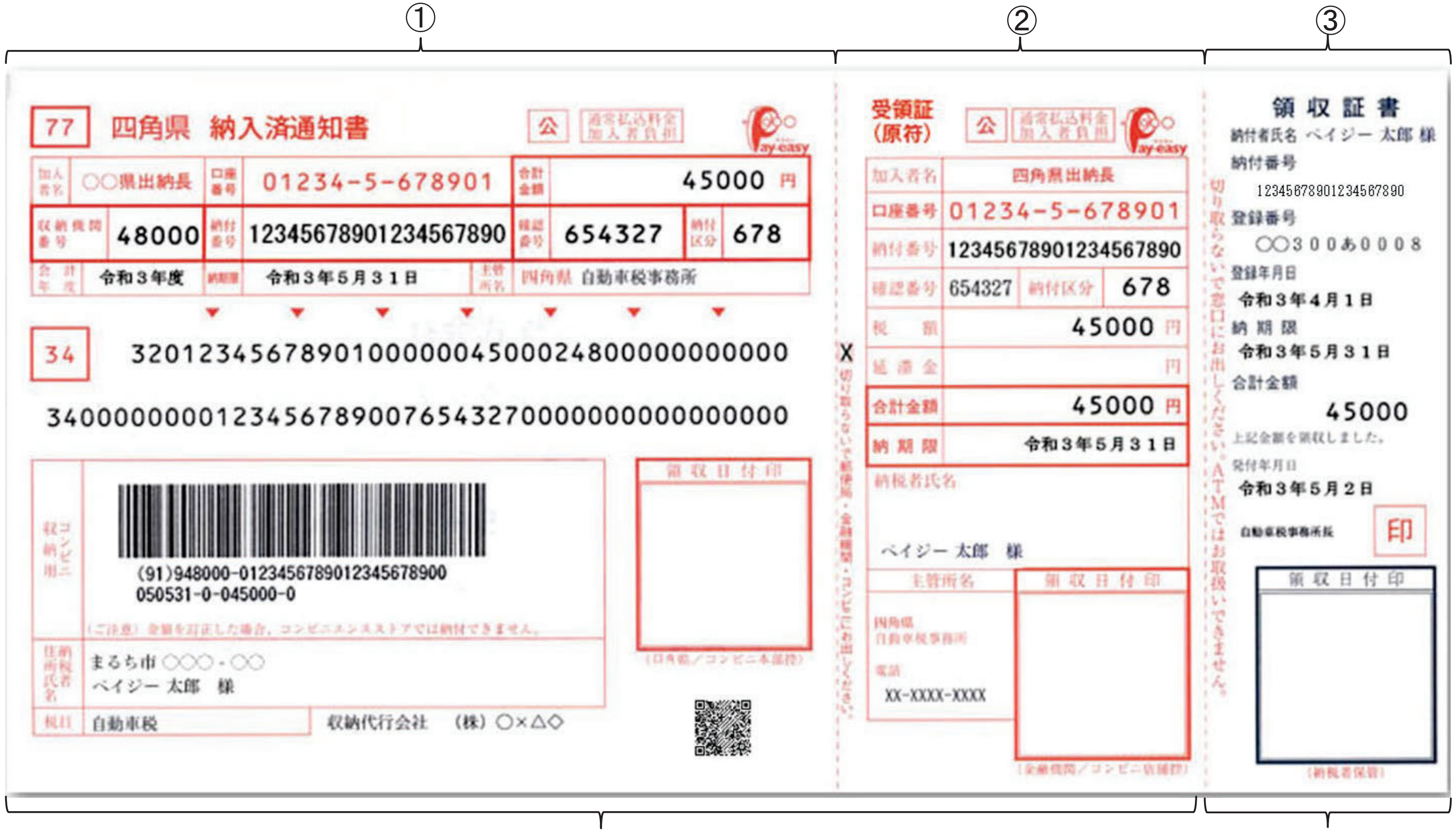

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字不可

原則、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない

（6）金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト（考え方）

○　地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において、指定金融機関先、収納代理金融機関先等の地方団体の納付書のみならず、全地方団体の納付書を受け付ける。

○　この場合、金融機関における読取りの確実性の観点からは、全金融機関が、全地方団体が発行するQRコード付き納付書について読取りテストを行うことが望ましいとも考えられるが、物理的・時間的な制約等から現実的ではない。

○　このため、各地方団体が規格検討会で定めた条件を満たすQRコードを生成していることを前提に、地方税統一QRコードの読取りテストについては、次のとおりとする。

・　各地方団体は、原則指定金融機関（少なくとも1金融機関）に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。

・　いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。

・　上記において読取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読取り可能とみなし、その他の金融機関における読取りテストは不要とする。

・　ただし、地方団体・金融機関の双方が合意する場合において、追加的な読取りテストを行うことを妨げるものではない。

※　読取りテストの実施時期等については、地方団体・金融機関間で個別に協議を行うこととする。

【参考】eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大（案）

○ eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。

○ 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

■eLTAXを通じた電子納付（イメージ）

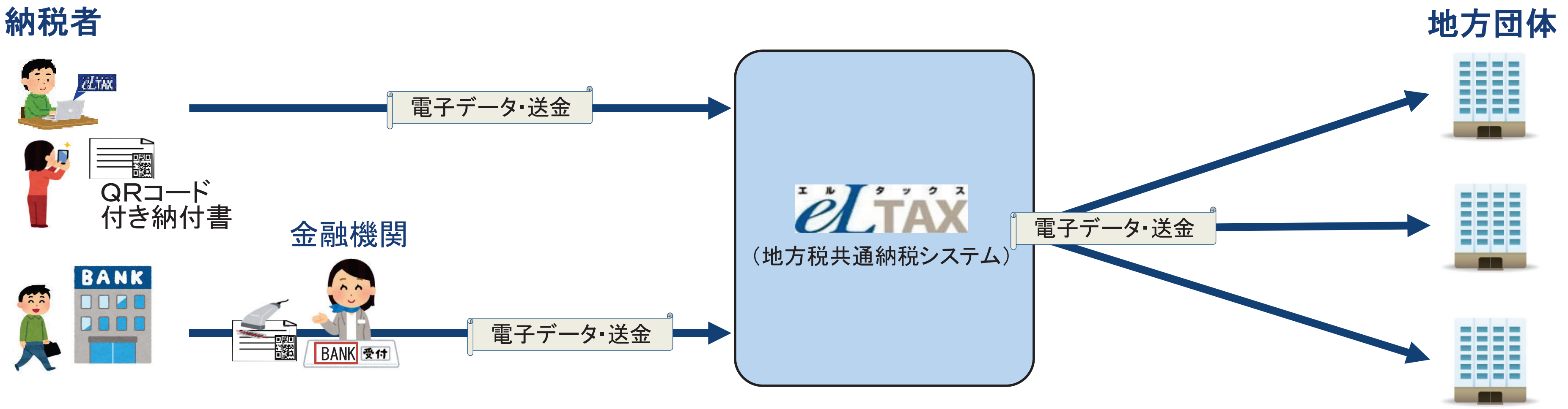

■eLTAXを通じた電子納付の対象税目

令和元年10月から
- ○法人住民税・事業税
- ○個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）
- ○事業所税

＋

令和3年10月から追加
- ○個人住民税
  - ・利子割
  - ・配当割
  - ・株式等譲渡所得割

＋

令和5年度から追加

令和3年度改正措置済
- ○固定資産税
- ○都市計画税
- ○自動車税（種別割）
- ○軽自動車税（種別割）

＋

その他全ての税目

※確定税額通知分から順次、希望する地方団体が活用可能。

【参考】eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大（案）

○ 現在、eLTAXを通じた電子納付については、金融機関経由の納付（インターネットバンキング等）のみが可能。

○ 今後、固定資産税等全税目への電子納付対象拡大（令和5年度）と合わせ、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由してスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

※ 令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用。

■eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段（イメージ）

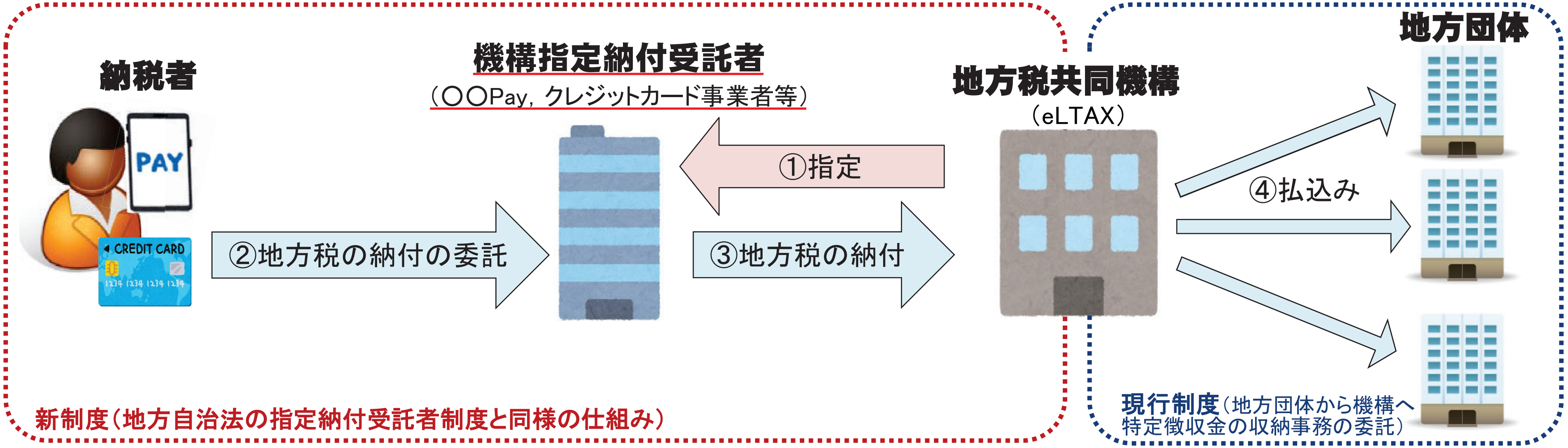

※1　機構指定納付受託者が指定日までに納付（③）した場合には、委託（②）の日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。

※2　納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかったときには、地方団体が指定納付受託者を指定した場合と同様に、当該地方団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。

※3　地方団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べることができる等の所要の措置を講ずる。

【参考】今後のスケジュール等（想定）

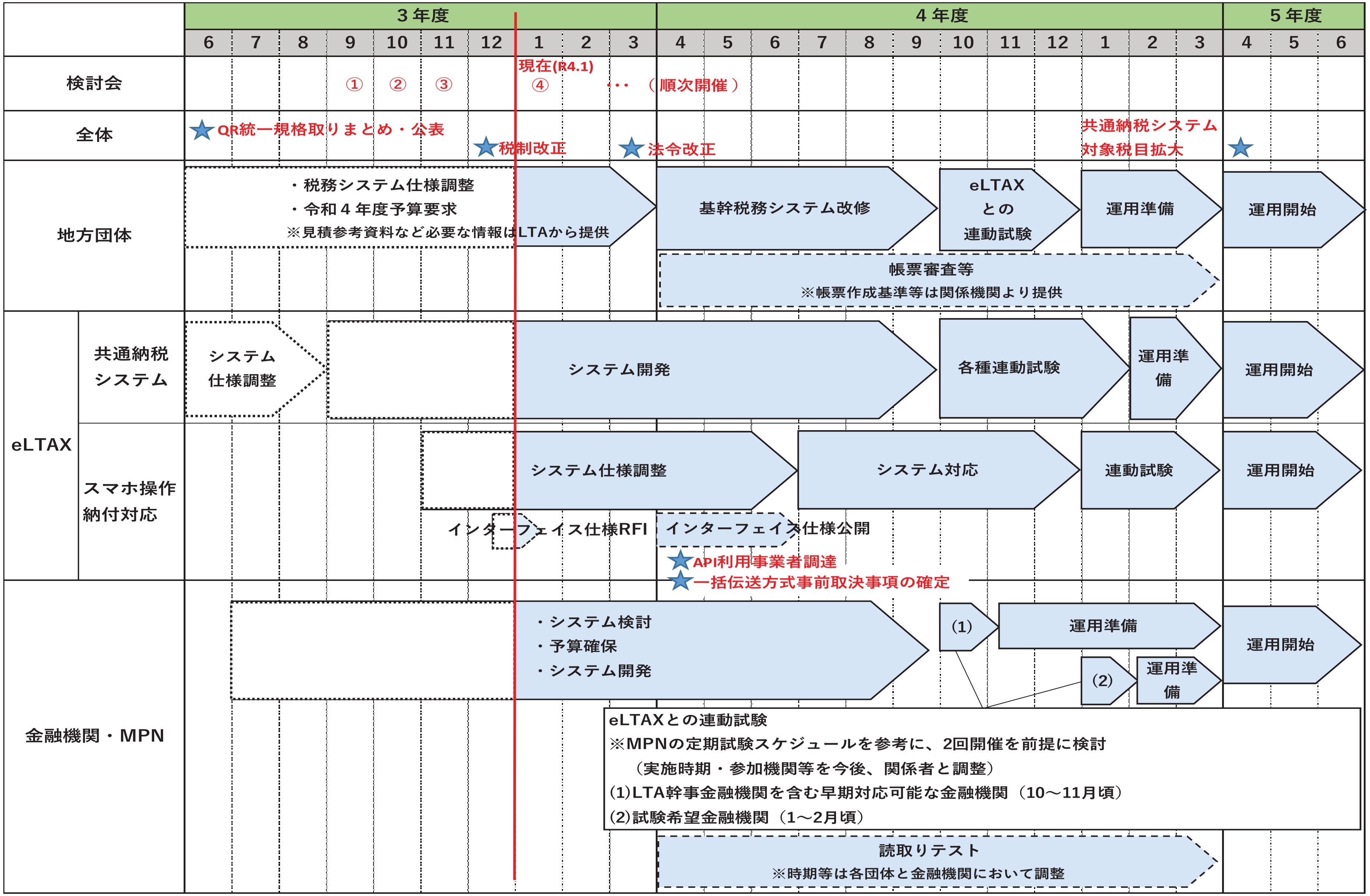

※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。

＜活用検討会における今後の主な議題＞

- 関係機関における帳票審査簡素化について
- 関係機関におけるガイドラインの改訂について
- 金融機関における対応状況について
- 地方税統一QRコードのJPQR認定について　　等

地方税共同機構が開発するAPIに係るRFIについて

○ 令和3年12月に実施予定としていた地方税共同機構が開発するAPIに係るRFIについて、地方税共同機構ホームページにて掲載している。

○ APIの詳細について記述した「API利用事業者向けインターフェース仕様書（案）」をRFI資料として提供する。

○ なお、地方税共通納税システムの納付手段拡大に向けて、2案件のRFIを掲載しており、地方税統一QRコードを活用した「スマホ操作」等を実現するためのAPIについては、下記「RFI件名」の（1）を参照されたい。

【RFI実施概要】

1 RFI件名

（1） 地方税共通納税システムの納付手段拡大（API利用事業者）

（2） 地方税共通納税システムの納付手段拡大（クレジットカード対応）

2 資料交付期間

令和3年12月15日（水）から令和4年1月7日（金）まで

3 RFI掲載場所

地方税共同機構ホームページ（https://www.lta.go.jp/news/04728）に掲載

4 資料交付方法

ホームページ掲載資料を確認の上、地方税共同機構へメールにて交付請求

【スマホアプリ向けAPIの概要】

○ スマホアプリ向けのAPIは、公募条件を満たした事業者であれば無償で利用できるものとして提供することを予定している。

○ 具体的には、主に以下2つのAPIを開発する予定である。

APIの詳細は、12月上旬を目途にRFI資料として検討案を公開予定

API①（照会）
QRコード読取結果に基づき、当該納付書の納付可否（ステータス）等を照会するためのAPIを提供する。このAPIを活用することで、収納チャネルを跨いだ多重納付防止を実現する予定である。共通納税システム以外の収納チャネルで納付が行われた場合に、地方団体が可能な限り速やかに納付ステータスを最新化することで、収納チャネルを跨いだ多重納付防止を実現できるものと想定している。

API②（結果即時反映）
納付（決済）情報を共通納税システムに連携し、納付ステータスの即時反映や入金予定日を通知するためのAPIを提供する。

※スマホアプリで決済された資金については、別途取り決めるスケジュールに従って地方税共同機構へ入金いただく予定。
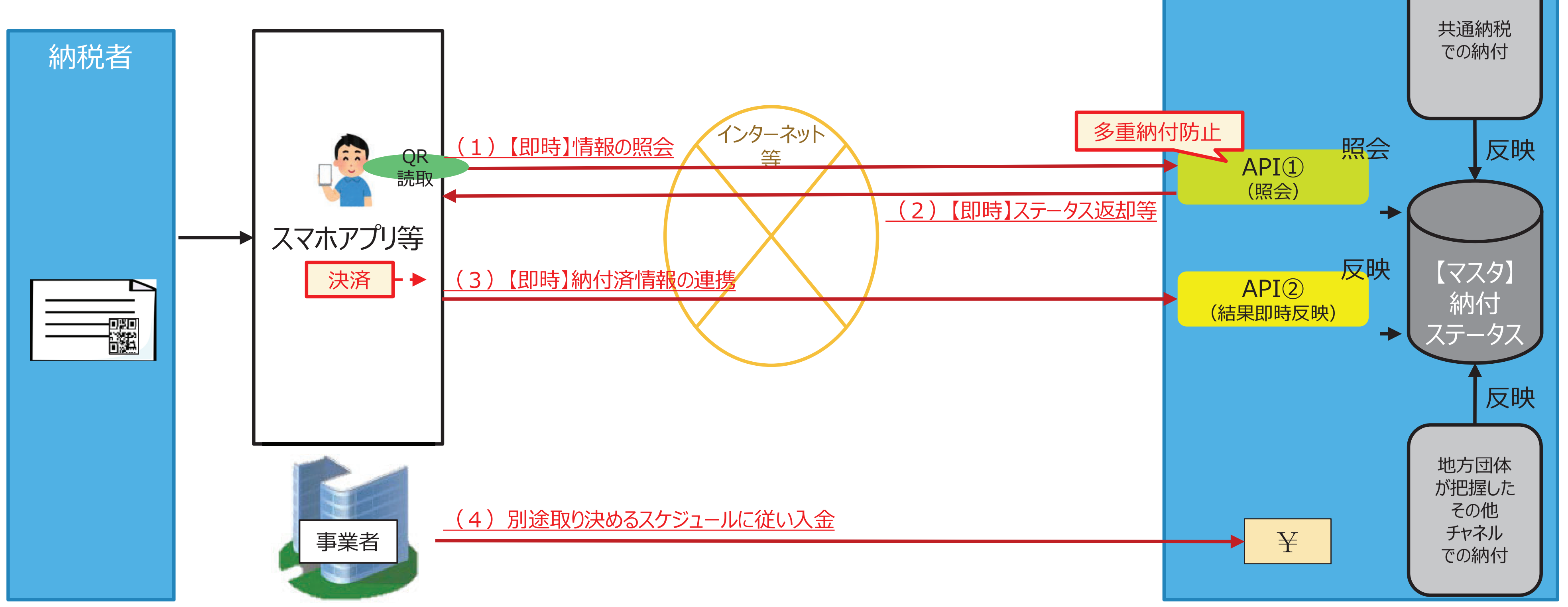
【APIを活用したスマホアプリ納付のイメージ】